

議事日程第5号

令和3年12月7日(火)

第1 議案上程(議案第80号から第97号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

第1及び第2は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第101号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主査	中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
----	------	-----	-----

教 育 長	鈴木雅彦	監 査 委 員	鈴木 誠
理 事	佐藤 透	総務企画部長	八 端 隆 公
市民福祉部長	伊藤 徹	観光文化スポーツ部長	小 玉 博 文
産業建設部長	田村 力	企 業 局 長	佐藤 孝悦
企画政策課長	杉本 一也	総 務 課 長	湊 智志
財 政 課 長	鈴木 健	税 務 課 長	佐藤 淳
福 祉 課 長	高桑 淳	生活環境課長	畠山 隆之
健康子育て課長	湊 留美子	観 光 課 長	長谷部 達也
農林水産課長	鎌田 重美	建 設 課 長	薄 田 修 一
病院事務局長	三浦 大成	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
学校教育課長	加賀谷 正人	監 査 事 務 局 長	佐藤 静代
企業局管理課長	三浦 幸樹	ガス上下水道課長	三 浦 昇
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午前10時10分 開 議

○議長（吉田清孝） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第80号から第97号までを一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第1、議案第80号から第97号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、八端総務企画部長の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） おはようございます。

私からは、議案第80号男鹿市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について御説明をいたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

本議案は、地方再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、男鹿市企業版ふるさと納税地方創生基金を設置することに伴い、本条例を定めるものであります。

制定の背景ですが、地方創生の取組をさらに加速させていくため、民間資金を活用し、第2期男鹿市総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要がある中、このたび株式会社伊徳様より令和3年度から令和5年度の3か年事業であります新児童福祉施設整備事業に対する考えに賛同いただき、寄附金を受領いたしました。

企業版ふるさと納税の寄附金については、寄附があった当該年度内に寄附金全額を事業に充てるか基金を設置し、基金積立時において後年度の支出が確実に見込まれる事業に充当することなどの要件が定められております。

つきましては、この受皿として新たに基金を創設し、このたびの基金の取扱いを含め、企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ろうとするものであります。

なお、令和5年度に全額を取り崩して事業に充当することとしております。

次のページをお願いいたします。

制定内容は、記載のとおりであります。基金の管理及び処分、その他必要な事項について定めるものであります。

この条例の施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝） 次に、伊藤市民福祉部長の説明を求めます。伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 私からは、議案第81号及び第82号について補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の4ページをお開き願います。

まず、議案第81号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

出産育児一時金につきましては、改正前は条例で定める額40万4,000円に規則で定める額1万6,000円を加算して総額42万円を支給することとなっております。規則で定める加算額は日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度の掛金の額を規定しているところ、このたび補償対象基準等について見直しが行われ、掛金についても令和4年1月1日から1万2,000円に引き下げられることとなったものであります。少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持するため、条例で定める額を引き上げるものであります。

次のページをお願いします。

男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっております。下線が引かれた部分が改正箇所であります。

条例第5条は出産育児一時金に関する規定であります。第1項の条文中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものであります。

施行期日は、令和4年1月1日であります。

恐れ入りますが、議案書の6ページをお開き願います。

次に、議案第82号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国の基準の一部改正に準じて保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

第5条は特定教育・保育施設の運営に関する基準で、第1項は特定教育・保育の提供に際してあらかじめ利用の申込みを行った保護者に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、費用など重要事項について文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないとする規定であります。第2項は利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて当該利用申込者の承諾を得て、電磁的方法により提供することができると規定し、以下、第6項まではその方法等について規定しているものであります。

議案書9ページをお願いいたします。

第38条は、特定地域型保育事業者の運営に関する基準で、同条第2項は第5条第2項から第6項までを準用する規定であります。これらの規定を削り、第4章雑則を設け、第53条で条例全体に及ぶ規定として、この条例において書面等により行うことが規定されているものについては、電磁的記録により行うことができると規定し、以下その方法等について規定するものであります。

施行期日は公布の日であります。

以上で議案第81号及び第82号の補足説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） 次に、小玉観光文化スポーツ部長の説明を求めます。観光文化ス

スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） 私からは、議案第83号及び議案第84号の観光文化スポーツ部所管施設の指定管理者の指定に係る議案2件について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の13ページをお願いします。

まず、議案第83号男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は「男鹿総合観光案内所」で、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市船川港船川字泉台66番地1、一般社団法人男鹿市観光協会 会長 武内信彦であります。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとするものであります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

議案第84号男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は「男鹿温泉交流会館五風」で、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市北浦湯元字草木原21番地2、男鹿温泉郷協同組合 理事長 山本貴紀であります。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田清孝） 次に、田村産業建設部長の説明を求めます。田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 私からは、議案第85及び議案第86号の補足説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第85号市道の廃止についてであります。本議案は、男鹿駅周辺整備事業に伴い、新浜町・外ヶ沢線、延長649メートルの起点の位置が変更となることから、新たな位置を本路線の起点とするために一旦廃止するもので、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

市道廃止調書であります。このたびの廃止路線は1路線であります。なお、路線の幅員、延長、路線箇所図は別に配付しております議案第85号市道廃止資料のとおりでございます。

次に、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第86号市道の認定についてであります。

本議案は、男鹿駅周辺整備事業に伴い廃止する新浜町・外ヶ沢線の起点の位置を変更し、延長591メートルとして市道を認定するもので、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

市道認定調書であります。このたびの認定路線は1路線でございます。路線の幅員、延長、路線箇所図は別に配付しております議案第86号市道認定資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番佐藤誠議員の質疑を許します。10番

○10番（佐藤誠議員） おはようございます。

確認の意味も含めて幾つか質問したいと思います。

ちょっとこれは私の知識不足かもしれませんが、まず議案第80号の企業版ふるさと納税というのがございます。今回基金を設けるといことなんですが、これはよく分かるんですけども、ふと思ったのが、じゃあ一般の方がやっているふるさと納税の基金ってどうなっているのかなと。それについては別に基金とか設けなくても、そういうシステムになっているのかどうか、その確認を一つお願いしたい。

それから、議案第83号と議案第84号、これは今回、指定管理者二つあるんですけども、これは一般的なことでちょっと伺いたいんですけど、今回の指定管理者を指定するということなんですが、この指定管理者の指定の方法といいますか、それを選定するのに、例えば公募とかそういうことを実際やってこまできたのか、そういうことじゃなくて、まず何か随契みたいなそういう、あと誰もいなくてそうなったのか、その経緯を教えてくださいなと思います。

それから、議案第85号の市道の件でございます。これは駅前の件で、ちょうど諸井さんの前の今まで道路だったところが道路でなくなると、市道でなくなるということなんですけども、道路法ということで分かるんですけども、そうすると今までのところ、今回、市民駐車場になるという計画なんですけども、今、市道にはならないんですけども、その部分というのはどういう使われ方するのかなど。多分、市民の皆さんは、あそこ今までと同じように通るんじゃないかなと、私もたまに通るんですけど、そういう使い方をしていいのか、市道にならなければ例えば別な県道とかってことにはならないかもしれませんが、道路法の何かそういう関係の道路になるのか、市道ではなくなるけどもどういうふうな立ち位置になるのかなと。はっきり言ったら、そこで違反したらお巡りさんに捕まるのかどうか。道路法上の道路にはならなくて、その管理は、そして誰がやるのかというところまで教えていただければと思います。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 一般のふるさと納税の基金ということでございますが、ここにつきましては基金はございません。基本的に一般のふるさと納税の部分は、返品関係の部分などに使われる部分と、あとはその年度で使う部分ということになりますので、一般のふるさと納税の方の基金はありません。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） 私からは、指定管理者の指定に関する御質問に対してお答えさせていただきます。

2件とも10月1日から10月29日まで公募しております。公募した結果、今回はそれぞれの施設に今回指定する予定の者のみ応募があったという状況でございます。

なお、今回の公募に当たっては市外事業者も可能という条件で公募をしております。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 市道の廃止の件で、当該の場所につきましては、今後は男鹿駅前広場の駐車場としての扱いになりますので、管理に関しましては、今、指定管理していると思いますので、そちらの管理者の方で管理ということになります。それで、所管はまるごと売込課の方になります。あくまでも道路法上の道路にはなりませんので、そういった規制の対象とはなりません。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。10番

○10番（佐藤誠議員） ありがとうございます。そうすると、ふるさと納税の一般のやつというのは、その年度内に使わなきゃいけないということが決まっているものなんでしょうか。別にそこは関係ないんでしょうか。今の話だと、何か年度内の処理みたいなことをおっしゃっていたと思うんですけど、ちょっとそこよく分からないんですけど、教えていただけますか。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 一般の方のふるさと納税でございますが、市にふるさと納税をいただきますと、その中で返品等の支出にも回る部分もございますし、また残った部分というのは、うちの方は一般財源という扱いをさせておりますので、やっぱり年度内で執行しているというふうな扱いになると考えております。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠議員） 以上終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田清孝） 10番佐藤誠議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第80号から第86号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第87号から第97号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第87号から第97号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝) 次にお諮りいたします。ただいま市長より議案第101号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第101号を上程

○議長(吉田清孝) 日程第3、議案第101号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長(菅原広二) 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第101号の一般会計補正予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、その影響が子育て世帯にも及ぶ中、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、18歳以下の児童の養育者のうち、一定の所得以下の者を対象に、児童1人当たり5万円を給付するための子育て世帯等臨時特別支援事業に係る経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ1億2,370万円を追加し、補正後の予算総額を173億5,945万1,000円とするものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御可決

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） 次に、議案の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） そうすれば、私からは議案第101号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）について補足説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,370万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ173億5,945万1,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと10.6パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で御説明いたします。

恐れ入りますが3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

16款国庫支出金2項国庫補助金は9,659万6,000円の追加で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金であります。

21款繰越金1項繰越金は2,710万4,000円の追加で、繰越金であります。

以上の結果、歳入合計は1億2,370万円を追加し、予算の総額を173億5,945万1,000円とするものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源70.4パーセント、特定財源29.6パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費は6万7,000円の追加で、子育て世帯等臨時特別支援事業で任用する会計年度任用職員に関わる社会保険料事業主負担分であります。

3款民生費2項児童福祉費は1億2,363万3,000円の追加で、子育て世帯への臨時特別給付金などであります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様1億2,370万円を追加し、予算の総額を173億5,945万1,000円とするものであります。これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費68.9パーセント、投資的経費9.2パーセント、その他の経費21.9パーセントであります。

以上をもちまして、議案第101号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番安田健次郎議員の発言を許します

○16番（安田健次郎議員） 少しだけ質問させていただきますけども、この予算はこの間、国会で出されましたけれども、この後、何だっけプレミアム商品券か、プレミアム何だかの5万円追加されると思うんだけど、これは現金で5万円出すと思うんだけど。年内中に給付可能なのかどうか、これ確認しておきたいと思います。できれば早く出すべきだなということの趣旨で質問しますけれども、その点はどうなのか。

もう一つは、これいろいろ批判もあったんだけど、いわゆる所得制限、低所得者ということになると、大体年収100万円前後、民税非課税になると103万円ぐらいですけども、その以下の人ですよ。そこから例えば民税、1,000円でも多くて2,000円でも多くて民税非課にならない方がいる。いわゆるボーダーラインとか。これともう一つ、非正規の方々がこのラインにいっぱいいると。それからもう一つは、フリーランスとか、そういう階層の方々も非常にこのところに触れるか触れないかで、もらえるかもらえないかという瀬戸際の階層が結構多いから、これもっと拡充した方がよくないかという議論があったはずなんですけど、これは国の方針なんだけれども、市ではそこら辺についての温情的といえいいか、そこら辺のラインの引き方についてはどうなのかという問題と、それをかさ上げするという考え方、かさ上げとか、この議案そのものはいいんだけど、いわゆる今申し上げたような100万ちょっと、いわゆるぎりぎり。これなぜかという、市民の中にあるんだけど、なぜお方はもらえないのと、年金暮らしとか、ちょっと若い人が働

いてて、民税非課税にならない方々から言わせると、非課の方々もらう、10万円と
いうかこれは5万円だけども、あとおら方はもらえないの、その差はなぜなのという
疑問が出てくるし、私方も聞かされるんだけども、このラインの引き方について市の
見解だけ聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝） 暫時休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

午前10時40分 再 開

○議長（吉田清孝） 再開いたします。

伊藤市民福祉部長の答弁を求めます。

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

まず1点目、年内給付が可能かというお問い合わせでございました。これにつきま
しては、中学生以下の部分につきましては、12月27日の振込みを予定しておりま
す。

それから、対象の拡充についての御質問であったと思います。今回の対象としまし
ては、18歳以下といたしますか、高校生以下が対象となるわけでございまして、夫婦
どちらかの年収が960万円を超えていれば対象外になるという規定でござい
ます。男鹿市内に23世帯で合計51人のお子さんがまずそういう対象から外れることと
なっております。今回の場合、やはり経済活性化のための施策というよりも、やはり
困窮する子育て世帯を支援するという観点、こちらが主体と考えておりますので、国
の制度に則って実施してまいりたいと考えております。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎議員） もう一つ質問し忘れまして。プレミアム何だかで、もう
残りの5万円、これはいつ頃になる予想というか、内示とか何か入っているものです
か。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） クーポン券のお話でございました。すいません、そちらの
関係の予算というのは、この中には盛り込まれておりません。

○議長（吉田清孝） さらに質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎議員） 分かりました。この予算と関係ないと言われればそれま
でだけ、内示ぐらいいは答えてもいいと思って聞きました。

以上で終わります。

○議長（吉田清孝） 16番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。12番進藤優子議員の質疑を許します。

○12番（進藤優子議員） 今、安田議員からもお話がございましたけれども、今回ま
ず、今、伊藤部長のお話ですと、所得制限で23世帯51人の方が対象にならない方
がいらっしゃるというお話でございました。私、もう少しいるのかなとも思ってい
たんですけども、この人数を見たときに、困窮している世帯というその国の考え方
を踏まえてという部分のお話もございましたけれども、県内でも対象世帯以外に独自
の給付をしているところもあろうかと思えます。昨日の一般質問の中でも、子育て、
少子化対策についての、その子育て支援のお話でございました。男鹿市内においては
11月末までに生まれたお子さんが50人ということもございましたし、この後生ま
れるお子様も含めて年間70人くらいのお子様しか生まれていないという現状がある
中で、わずかその51人の方々、対象にならない方々51人しかいないということ
なんですけれども、この方々に対しても一律に市として、国のこの部分については当
てはまらないかもしれないですけども、市単独でも同じような子育てに対する給
付金を支給するような考えはないのか、そこについてお伺いしたいと思います。

それとあと、新生児に対して、これ概要を見ると、対象者が38人の見込みという
ことでございますけれども、令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児
童ということになっておりますけれども、これも年度と考えると3月31日なんです
けれども、学校というか学年単位で考えると、4月1日まで生まれたお子様が1年の
その学校単位、学校というか同じ学年に値するのではないかなというふうに考えま
す。そう思ったときに、3月31日までに生まれて、4月1日に生まれる方いらっ
しゃるのかは分かりませんけれども、4月1日に生まれたお子様も一緒の学年でと
考えると、その4月1日、わずか一日ですけども、そこまで拡充するというような

考えはないのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

県内で独自の基準をもって、今回国の対象とならないところにも給付を行う自治体がございますけれども、男鹿市の場合、やはりこの趣旨は困窮する子育て世帯を支援するということであるということですので、その点は、その960万円が高いか低いのかという議論はあろうかとは思いますが、そこら辺は国の基準といいますか、国の制度に倣って実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、新生児のところ、4月1日生まれが対象にならないということになっております。ここはやはり予算の年度内執行の考えから、どうしても今年度中に生まれた児童が対象になるという解釈でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。12番

○12番（進藤優子議員） 国の基準に準じてという部分は、これを見ると分かるわけですが、それこそ昨日のお話の中にございました。少子化対策、全体を男鹿市としても見直していくんだというお話もございましたし、経済的負担を手当てしていくことが非常に大きいのだというお話も、副市長でしたか、されていたと思います。そうしたときに、国の基準という部分は分かります。この4月1日生まれも国の基準には該当しないのだということも分かりますけれども、それが多分いても数人なのかなというふうに思うんですけれども、市の一般財源でも、その51世帯は一定の所得があるのだからというその線引きをするのではなくて、市独自で手当てをしていただけないかなということで、基準は基準として分かった上でお話をさせていただいているんですけれども、そこら辺について市としての考えはないのかなということで伺っています。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 基準からオーバーする、960万円をオーバーする方が世帯数で23でしたか、児童数で50名強ですから、掛け算すれば250万円ぐらいという形になりますけれども、額は僅かであっても、やっぱり理屈がつかないものは市はしない

という考えでございます。国の方でも今回のこの子育て世帯への支援を、どういう位置づけで交付するかということは、多分政府の考えはしっかりしているんでしょうけれども、公明党さんなり自民党さんの中でも一部でも子育て応援なのか経済対策なのかという話がありますけれども、市として今回予算を上げたのは、あくまでも子育て世帯の、要するに子育てに係る経済的な困窮度を増す可能性があるもので、そのところを手当てするという考え方でございますので、子育て応援といいますか、昨日の議論の中でのあの経済対策とは一線を画すものだというふうに考えてございますので、今回についてはこれについては手当てする気はございません。

○議長（吉田清孝） さらに質疑ありませんか。12番

○12番（進藤優子議員） 国のその困窮者に対するという副市長のおっしゃっていることも分かります。理屈がつかないものは市はしないと今、おっしゃり方をしましたけれども、男鹿市ではできないのかもしれないですけれども、ほかではやっているところがあるというのを考えたときに、いや、うちではしないのだという、それでいいのかなという部分を私は感じます。今この追加提案の部分にはそこは入っていないんですけれども、考える余地があったらぜひ検討していただきたいなと思って終わります。

○議長（吉田清孝） 12番進藤優子議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。本件については、原案のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) ご異議なしと認めます。よって議案第101号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま本件が可決されましたが、先に議案上程いたしております議案第87号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第10号)についてを含め、関係する数字及びその他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) ご異議なしと認めます。よって、関係する数字及びその他の整理は議長に委任することに決しました。

議案第101号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第11号)を(第10号)とし、議案第87号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第10号)を(第11号)として整理し、併せて各補正予算の補正前の額及び計については、所要の計数整理を行い、整合させることにいたします。

○議長(吉田清孝) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長(吉田清孝) お諮りいたします。明日8日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、明日8日から15日までは議事の都合により休会とし、12月16日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時54分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

議案第80号 男鹿市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について

教育厚生委員会

議案第81号 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第82号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

議案第83号 男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定について

議案第84号 男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定について

議案第85号 市道の廃止について

議案第86号 市道の認定について

予算特別委員会

議案第87号 令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）について

議案第88号 令和3年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
て

議案第89号 令和3年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について

議案第90号 令和3年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第91号 令和3年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に
ついて

議案第 9 2 号 令和 3 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 9 3 号 令和 3 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 9 4 号 令和 3 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 9 5 号 令和 3 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 9 6 号 令和 3 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 9 7 号 令和 3 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について

